

「太良町立中学校に係る 運動部活動の方針」

平成30年11月

太良町教育委員会

1 はじめに

運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が自主的、自発的に参加し、責任者の指導の下、学校の教育活動の一環として行われている。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、運動部活動を取り巻く環境も著しく変わってきており、従前の運営体制では維持が難しくなり、学校や地域ではその存続が危ぶまれる例もみられる。また、活動内容についても時間をかければよいという量から、短時間で効率的・効果的な質への転換が求められている。

以上のことから、佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「太良町立中学校に係る運動部活動の方針」（以下「本方針」という。）を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動方針の策定

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、「年間の活動計画」を付けて、学校のホームページ等により公表する。

イ 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

ウ 顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は太良町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）と協議し、各学校の部活動数について、生徒及び教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の運動部を設置する。

イ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。

なお、教師の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教師を指定し、(1)イの活動計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせるものとする。

ウ 校長は、設置する運動部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の指導者を配置するよう努める。

エ 町教育委員会は、指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に運動部活動を実施できるよう必要に応じて部活動指導員を学校に配置するよう努める。

オ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動の計画」、「具体的な指導の内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問及び部活動指導員等と指導者との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

カ 町教育委員会は、部活動指導員が学校教育について理解し、適切な指導を行えるよう、佐賀県教育委員会が実施する研修を受けさせるなど、研修の機会を設ける。

キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的で効率的・効果的な活動の推進

(1) 顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自主的・自発的に計画していく（ボトムアップ理論）に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう運動部活動に主体的に取り組む力を育成する。

(2) 校長及び顧問は、運動部活動の実施に当たっては、国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、夏季の運動部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じる。

(3) 顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に取り入れ、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。

(4) 町教育委員会及び校長は、運動部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

4 適切な休養日等の設定

町教育委員会は、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を設定するとともに、各学校に対し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

また、校長は、学校における休養日及び活動時間等の設定に当たって、教師が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教師の勤務時間を考慮する。

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

平日は、少なくとも1日を休養日とする。

土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、少なくとも1日以上を休養日とする。

「県下一斉部活動休養日」の毎月第3日曜日は、休養日とする。

イ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。

ただし、長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。

ウ 前項ア及びイにかかわらず、部活動として目標とする重要な大会等の直前の時期には、当該大会等を含む4週間の期間で休養日を合計8日以上確保し、直前の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。

また、大会等により週末に連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

エ 町教育委員会が定める「学校閉庁日」は、休養日とする。

(2) 活動時間等

ア 部活動は必ず指導者の監督指導の下で実施し、活動時間は以下の通りとする。

平日：長くとも2時間程度

休業日：長くとも3時間程度（学期中の週末を含む）

イ 大会等への参加の場合は、必要に応じて適切な時間を設定する。

ウ 活動時間及び下校時刻は、日没時刻を考慮し設定する。（下校時刻については、生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮し、その際、女子の下校時刻の設定には特に配慮する。）

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 町教育委員会及び校長は、単一の学校では競技等として成立する人数に満たない場合には、複数校で編成する合同チームの設置等を検討するなど、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置等に努める。

(2) 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 大会参加の見直し

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び顧問の負担等を考慮し、参加する大会等を精査する。

特に、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。

7 その他

平成30年度中に文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」が策定されるまでは、文化部の活動においても本指針に準じた取り扱いを行う。

【参考資料等】

- ・「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年2月9日付29文科初第1437号文部科学事務次官通知）
- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」（平成30年3月19日付29ス庁第649号スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長通知）
- ・「第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」の設定について」（平成29年10月2日付教委保第1112号佐賀県教育委員会教育長通知）
- ・「佐賀県運動部活動の在り方に関する方針の策定について」（平成30年8月28日付教委保第1070号）

